

【表8】平成15年度各会計予算執行状況（平成15年9月30日現在）

会計名	当初予算額	補正額	現行予算額	歳入		歳出	
				収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	241億2,000万円	1億6,729万円	242億8,729万円	91億8,141万円	37.8	87億2,224万円	35.9
国民健康保険	53億2,420万円	0円	53億2,420万円	21億9,177万円	39.6	20億7,015万円	38.9
学校給食事業	3億5,680万円	8万円	3億5,672万円	8,598万円	24.1	1億4,318万円	40.1
公共下水道事業	37億4,620万円	3億3,597万円	40億8,217万円	4億5,082万円	11.0	13億4,479万円	32.9
老人保健	62億4,000万円	9,650万円	63億3,650万円	26億8,466万円	42.4	28億9,541万円	45.7
簡易水道事業	4,950万円	0円	4,950万円	273万円	5.5	839万円	16.9
介護保険	保険事業勘定	7,451万円	25億3,831万円	9億1,851万円	36.2	9億3,430万円	36.8
	介護サービス事業勘定	50万円	50万円	9万円	18.0	0円	0.0
計	423億1,000万円	6億7,419万円	429億7,519万円	154億3,337万円	35.9	161億1,846万円	37.5

これでわかる 財政用語

- 1 地方交付税**
所得税や法人税、酒税など国税の一定割合を、地方公共団体が等しく受当な水準で自主的にその事務を行うことができるよう国が交付する税。
- 2 市税**
市民のみなさんなどが市に納めていただく税金で、市民税や固定資産税、軽自動車税、入湯税、市たばこ税などがある。
- 3 臨時財政対策債（赤字地方債）**
地方財政の赤字補てんのため、赤字の一部を各地方公共団体の判断で、地方債を借り入れて対応することになった。これが臨時財政対策債（赤字地方債）で、その元利償還金は後年度、普通交付税で市に交付されることになっている。
- 4 公債費**
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金
- 5 児童扶養手当**
児童を扶養している母子家庭の母親などに支給される手当。
- 6 財政調整基金**
地方公共団体において、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金。自治体の貯金にあたる。
- 7 備荒資金組合**
市町村で構成される組合で、各市町村は、災害など緊急の財政支出に備えるために、一定額を積み立てている。
一定額を超えて積み立てられた分（超過納付金）は、使いみちが制限されない。
- 8 受益者負担**
公共下水道などのように、事業の実施により、利益を受ける人に対して、その経費の一部を負担してもらうこと。
- 9 行政評価システム**
目標の達成度や効果を市民の

利子のことをいう。市の借金の返済金にあたる。

- 10 ラスパイレス指数**
国家公務員の給与を100とした場合の市職員の給与水準を示す指数。

地方分権時代には、市民が自らの意志と責任で自らを治める、真の意味での地方自治を確立する必要があります。

市は、今回お知らせした『中期財政見直し』をもとに、市政への市民参画や市町村合併など、これからのまちづくりやまちなりのあり方について、市民のみなさんと論議を深めたいと考えています。

中期財政見直しに関するご質問、ご意見、ご感想は

財政課

☎ 85 1 3 3 1 FAX 85 1 1 0 8
Eメール: fin@city.noboribetsu.hokkaido.jp